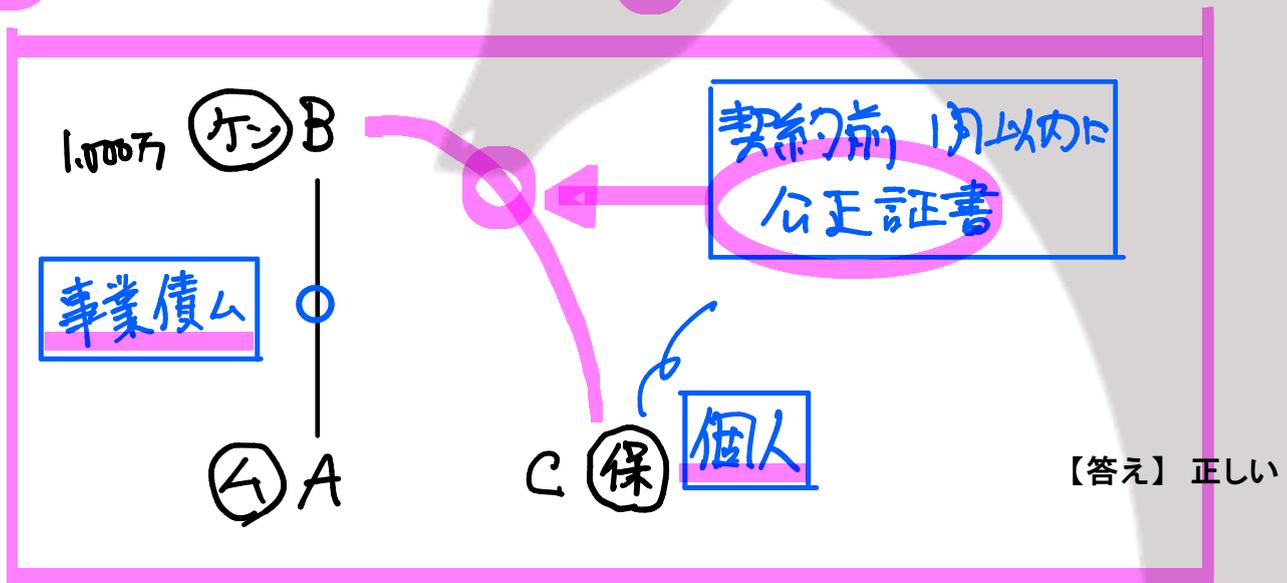


事業にかかる債務についての保証契約 R02(10)-02-4 <<#378>>

【問】正誤をつけよ。

令和2年7月1日に、個人Aが金融機関Bから事業資金として1,000万円を借り入れ、CがBとの間で当該債務に係る保証契約を締結した。保証人が保証契約締結の日前1箇月以内に公正証書で保証債務を履行する意思表示をしていない場合、CがAの事業に関与しない個人であるときは保証契約は効力を生じない。



《ポイント》 公正証書の作成と保証の効力

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者(個人)が保証債務を履行する意思表示をしていなければ、その効力を生じない。(民法465条の6)

⇒ 上記の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。(民法465条の6第3項)